

令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業に係る事業実施者の募集について

令和3年5月20日
弘前市農林部農政課

弘前市では、地域の6次産業化事業の振興を図ることを目的に、令和3年度予算の範囲内において弘前市地元農産物加工支援事業を実施するため、事業実施者の募集を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、募集要領に記載するとおりですので、応募される方は熟読いただくようお願いいたします。

令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業募集要領

1. 目的

本事業は、地域の6次産業化事業の振興を図ることを目的とし、市内の農林漁業者が生産した農林水産物を主たる原材料とした高付加価値の農産加工品開発を促進することを目指す。

2. 事業実施者等について

(1) 応募資格者について

応募可能な事業者は、市内に主たる事務所又は住所を有し、かつ次のいずれかに該当する者とする。

①農林漁業者 農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。

②中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 事業内容について

補助対象者	市内の農林漁業者及び中小企業者
補助の内容	市内の農林漁業者が生産した農林水産物を主たる原材料として、新たな商品を開発するのにかかる経費の一部に対して補助する。
補助金の額	補助対象経費の2分の1又は500,000円のいずれか少ない額以内の額（消費税等相当額を除く。また、1,000円未満の端数は切り捨て。）

(3) 補助対象経費

補助対象経費		摘要
新たな商品の開発にかかる経費	原材料費	商品発売日前に発注したものに限る。
	外注加工費	1 商品発売日前に発注したものに限る。 2 費目ごとにそれぞれ 300,000 円を補助対象経費としての上限とする。
	分析・検査料	
	デザイン費	
	包装材料費	
	ラベル等印刷費	
	機械器具費	
	共同研究費	
	謝金	
通信運搬費		
販路の開拓にかかる経費	販促物制作費 (デザイン費、印刷費等を含む。)	300,000 円を補助対象経費としての上限とする。
	産業財産権等取得費	
	展示会等出展料	
	通信運搬費	

備考 旅費、燃料費、食糧費及び人件費を除く。

3. 選定について

複数の事業者から申込書が提出されることにより、事業費が予算を上回る場合には、以下の基準に合致する事業者を優先することとし、それをもとに事業採択の可否を決定することとする。

- (1) 過去に当補助金を活用した実績のない事業者
- (2) 令和3年度に実施する新商品開発の事業費が他者よりも低額である事業者
- (3) 過去に実施した事業費の合計額が、他者よりも低額である事業者

4. 応募の方法について

(1) 応募方法

令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業実施者審査申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて募集期間内に農政課へ直接提出する(郵送、FAX、メール不可)。

(2) 応募期間

令和3年6月1日(火)から令和3年6月30日(水)

(3) 提出先

弘前市農林部農政課
弘前市大字上白銀町1番地1
電話：0172-40-0504

(4) 提出にあたっての注意事項

- ① 受付時間は平日の8時30分から17時までとする。
- ② 提出された申込書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできないこととする。また、返却も行わないこととする。
- ③ 応募資格を満たさない者が提出した申込書は、無効とする。
- ④ 虚偽の記載をした申込書は、無効とする。
- ⑤ 申込書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ⑥ 提出された申込書は、審査以外の目的に応募者に無断で使用しないこととする。ただし、審査の結果、補助事業者として選定された者が提出した申込書の内容について開示請求があった場合においては、不開示情報を除いて開示される場合がある。

(5) 申込書提出後のスケジュール

